

日本選挙学会会費滞納者の退会取扱要領

(趣旨)

1. この要領は、日本選挙学会会則第9条第2項の規定に関し必要な事項を定める。

(未納退会の取扱)

2. 理事会は、会費を続けて3年滞納した者を退会させる。

(未納期間の会費納入義務)

3. 退会者は、退会前に発生した未納分の会費の納入義務を免れない。

(未納退会者の再入会)

4. 未納退会となった者は、未納分の会費を納入することにより、再入会することができる。

(改廃)

5. この要領の改廃は、理事会によってこれを行う。

附 則

この要領は、2023年5月21日から施行する。